

イオンの「スマホ保険」

1. 商品の仕組みについて

当保険は、スマホ（充電器、イヤフォンおよび液晶保護フィルム等の付属品を除きます。以下、補償対象スマホ）使用時の画面割れ等の破損、落下による動作不良等の故障リスクを補償する保険商品です。

■ 保険金の種類、保険金額について

・ 当保険の約款・特約、保険金の種類、保険金額は次の通りです。

分類	約款・特約	保険金の種類	付带有無および保険金額
普通保険約款	費用の普通保険約款	—	○
補償特約	修理費用特約	①修理費用保険金 ②修理不能保険金	○ 補償対象スマホ 1 台当たり 保険金額 2 万円 (自己負担額 3 千円)
その他の特約	水濡れ不担保特約	—	○
	包括契約特約 (一括払い)	—	○

- ・ 当保険には「水濡れ不担保特約」が付帯されているため、水濡れ事故による損害は補償されません。
- ・ 保険期間を通じてお支払いできる補償対象スマホ 1 台当たりの保険金の総額は 10 万円までとなります。

■ 保険料について

保険料は保険契約者の株式会社イオン銀行が負担します。

2. 補償内容について

保険契約者、被保険者、スマホの使用者および保険の範囲について

■ 保険契約者について

当保険の保険契約者は株式会社イオン銀行となります。

■ 被保険者について

保険契約者が実施するキャンペーン（以下、キャンペーン）の当選者とします。

■ スマホの使用者

被保険者と同一とします。

■ 補償対象スマホについて

補償対象スマホは、キャンペーン時における被保険者の所有または使用するスマホの電話番号により特定し、1 被保険者につき 1 台とします。ただし、**故障品、改造品、および技適マーク(電波法で定めている技術基準に適合している無線機であることを証明するマーク)**がないスマホ、回線契約がないスマホは補償の対象になりません。

■ 当保険に加入できるスマホについて

新品・中古、機種を問わずお引受けができます。ただし、**故障品、改造品、および技適マーク(電波法で定めている技術基準に適合している無線機であることを証明するマーク)**がないスマホ、回線契約がないスマホはお引き受けできません。

■ 保険金をお支払いする場合

(1)修理費用保険金

保険期間中に生じた次の事由によって補償対象スマホに損害が生じ、被保険者が修理費用を負担した場合に、修理費用保険金を支払います。

① 破損、汚損

② 故障

(2)修理不能保険金

保険期間中に生じた次の事由によって補償対象スマホに損害が生じ、修理不能となった場合に、修理不能保険金を支払います。

① 破損、汚損

② 故障

■ お支払する保険金の額について

(1)修理費用保険金

被保険者が負担した修理費用の額から自己負担額（3,000 円）を差し引いた残額とします。ただし、1 回の事故につき 2 万円を限度とします。

(注)保険期間を通じてお支払いできる補償対象スマホ 1 台当たりの保険金の総額は 10 万円までとなります。

(2)修理不能保険金

補償対象スマホの再取得額(注)から自己負担額（3,000 円）を差し引いた残額とします。ただし、修理費用保険金額（2 万円）を限度とします。保険金を支払った場合、その保険金支払の原因となった損害の発生した時に、保険金を支払った対象スマホの補償は終了します。

(注) 補償対象スマホの再取得額は、損害発生直前の状態の対象スマホと同等なスマホを再取得するのに要する金額とします。

■ 保険金をお支払いできない主な場合

(1)各特約共通

次のいずれかによって生じた損害に対しては保険金を支払いません。

- ①保険契約者、被保険者、またはスマホ使用者の故意もしくは重大な過失
- ②被保険者と同じ世帯に属する親族の故意または補償対象スマホを使用もしくは管理する者の故意。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的であった場合に限りです。
- ③差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、消防または避難に必要な処置によって生じた損害については保険金を支払います。
- ④戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、テロ行為、その他これらに類似の事変または暴動によって生じた損害
- ⑤核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故によって生じた損害
- ⑥地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害

(2)修理費用特約

次のいずれかに該当する損害に対しては、修理費用特約の保険金を支払いません。

- ①補償対象スマホの自然の消耗や劣化、もしくは補償対象スマホの性質によるさび、かび、変質、変色、蒸れ、腐敗、腐食、ひび割れ、剥がれまたは自然発熱の損害その他類似の事由
- ②補償対象スマホの欠陥
- ③補償対象スマホに対する修理、清掃、解体、据付、組立、点検、検査、試験または調整等の作業上の過失または技術の拙劣
- ④補償対象スマホの平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、補償対象スマホごとに、その補償対象スマホが有する機能の喪失または低下を伴わない損害

3. 引受(保険金支払限度額等)について

■ 保険金支払限度額について

補償対象スマホ 1 台あたりの保険期間を通じてお支払いできる保険金は、保険期間通算共通支払上限額(10 万円) を限度とします。

4. 保険期間、責任開始日について

■ 保険期間について

保険期間は 6 か月となります。

■ 責任開始日について

保険責任の開始する日は、キャンペーン案内にてお知らせした始期日の午前 0 時に始まり、満期日の午後 24 時に終わります。

5. 対象スマホの補償の終了

次のいずれかに該当した場合には、その保険金支払の原因となった損害の発生した時に、対象スマホの補償は終了します。

(1)保険期間中に支払った補償対象スマホ 1 台あたりの保険金の総額が 1 0 万円に達した場合

(2)補償対象スマホについて修理不能保険金を支払った場合